

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】補助金（第2期）交付要綱

（通則）

- 第1条 新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）を準用するほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の事務局は、滋賀県経営力強化支援事業事務局に置く。

（趣旨）

- 第2条 滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する指定感染症とする。）の感染拡大に伴う緊急事態宣言の再発令等により影響を受けた県内中小企業等の売上確保のために行う緊急的な取組に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

- 第3条 補助金の補助対象者は、別表1に掲げる者とする。

（補助事業）

- 第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2のとおりとする。

（補助対象経費、補助率および補助金額）

- 第5条 補助事業の補助対象経費、補助率および補助金額は、別表3のとおりとする。

（補助対象期間）

- 第6条 補助対象期間は、令和3年4月1日から令和3年10月31日までに実施する事業とする。

（補助金の交付申請）

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、第5条に規定する補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行う。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号においては変更承認申請書（様式第2号）、第2号においては廃止（中止）承認申請書（様式第3号）をあらかじめ滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。

(2) 補助事業を廃止または中止しようとするとき。

2 滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第4号）を滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日、または令和3年11月30日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(検査等)

第13条 滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告または必要書類の提出を求め、または帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(補助金の確定)

第 14 条 滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）は、第 12 条の規定による実績報告を受けた日から、30 日以内に規則第 13 条に規定する補助金の額の確定を行う。

(補助金の交付)

第 15 条 滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、すみやかに補助金の交付を行う。

(補助金に係る経理)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第 17 条 滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(その他)

第 18 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 27 日から施行し、令和 3 年度分以降の補助金から適用する。

別表1 補助対象者

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】補助金の補助対象者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、2021年1月13日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月、3月または4月の売上が30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する事業者で次の要件のいずれかを満たす者

(1) 2021年1月14日以前に開業しており、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者または大企業

(2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等

※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は補助対象事業者に該当しない。

別表2 補助事業

売上確保のために実施する販路開拓等に関する事業。

<補助対象となり得る取組事例>

- ◆ テイクアウトやデリバリーに要する経費
 - ・ テイクアウト用購入備品費
 - ・ デリバリーのために必要な配達用のバイク
 - ・ テイクアウト用メニューを開発するに際して必要な経費
 - ・ ECサイト出展に際して必要な経費
- ◆ 新商品開発に要する経費や新業態への進出に要する経費
- ◆ 事業について、PRするためのチラシやDM、SNSの広告経費
- ◆ 対面での感染症対策に資する経費

別表3 補助対象経費、補助率および補助金額

1 補助対象経費

補助対象経費	内 容
事業費	謝金、旅費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、通信運搬費、資料購入費、外注費、備品購入費、試作費、受講料、借損料、出展料、委託料、対面での感染症対策用資機材等

※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

※3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。

2 補助率

補助率
10分の9以内

3 補助金額

上限額	下限額
50万円	20万円